

「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討に関する  
意見聴取について（依頼）」に対する  
関係地方公共団体の長、関係利水者の回答について

平成 24 年 11 月

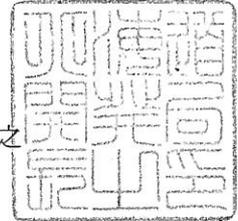
国土交通省北海道開発局



北開局開整第25号  
北開局河計第54号  
平成24年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ 殿

北海道開発局長 関 博 之



沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討に関する意見照会について（依頼）

北海道開発事業の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局の沙流川総合開発事業平取ダムでは、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（平成23年4月1日付け国官総第367号及び国官技第422号）別紙「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）別紙「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者等及び関係住民の御意見を伺ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「沙流川総合開発事業平取ダムの対応方針（原案）」を記載した別添資料「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書（原案）案」（以下、「報告書（原案）案」という。）を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3の1（2）に基づき、報告書（原案）案に対する直轄事業負担金の負担者である貴道の御意見を承りたく照会いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、平成24年10月29日（月）までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出に当たっては、河川法16条の2に準じていただきますようお願いいたします。

〈連絡先〉

開発監理部 開発調整課 事業調整専門官 古木崇史  
TEL 011-709-2311（内線 5478）  
建設部 河川計画課 流域治水専門官 今井 誠  
TEL 011-709-2311（内線 5297）



河川第808号  
平成24年10月29日

北海道開発局長 関 博之 様

北海道知事 高橋 はるみ



沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討に関する意見照会について  
(回答)

平成24年10月17日付け北開局開整第25号及び北開局河計第54号により依頼のあったこのことについて、次のとおり回答します。

なお、今回の意見提出に当たり、関係町長の意見を聴取しておりますので、あわせて提出します。

記

「沙流川総合開発事業平取ダムについては「継続」することが妥当である」とした対応方針(原案)について、異存はない。

今後は、一日も早く対応方針を決定して、平取ダムの早期完成に向けて事業の推進に努め、またその執行にあたっては、なお一層のコスト縮減を図るとともに、環境保全及びアイヌ文化の保存等について十分に配慮を願いたい。

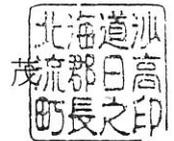
(建設部土木局河川課河川開発グループ)



日企企発第108号  
平成24年10月19日

北海道知事 高橋はるみ 様

日高町長 三 輪



沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討に関する  
意見照会について（回答）

平成24年10月18日付け河川第776号で照会のありました標記の件につき  
まして、次のとおり回答します。

#### 記

沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書（原案）の総合的な評価の結果、「治水（洪水調節）、新規利水、流水の正常の機能維持について目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「現計画案」となり、すべての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、総合的な評価において、最も有利な案は「現計画案」である。」に報告内容のとおり評価は妥当であり、相違ありません。

また、近年の全国各地で発生している集中豪雨により、多くの人命や住居・田畑が失われております。当町においても過去幾度となく大雨災害に見舞われており、地域住民の安全確保と不安解消に向けまして、平取ダム建設事業の早期着手を要望するものであります。

平 　 　 　 企 　 　 号  
平成 24 年 10 月 19 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

平取町長 川 上



沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る関係町長への意見照会について（回答）  
平成24年10月17日付、河川第776号にて照会のありました標記の件について、  
別紙のとおり回答いたします。

（まちづくり課企画係）

「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書原案(案)」に関する意見

沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書原案(案)、4.6.1 検証対象ダムの総合的な評価の結果にある、「治水(洪水調整)、新規利水、流量の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「現計画案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、総合的な評価において、最も有利な案は「現計画案」である。」との報告内容の評価は妥当であり、相違はありません。

平取ダムについては、既に用地買収が完了し、特に水没予定地から移転した豊糠地区を中心とする住民は、ダム事業が完了することを前提に早期の家屋移転に協力し、移転完了から25年が経過している状況です。

平成15年8月、平成18年8月に発生した洪水は、かつて町民が経験したことのない出水となり流域の被害は甚大なものとなりました。豊糠地区においては洪水のたびに道路が寸断され、孤立化するなどの不便を強いられている状況であります。

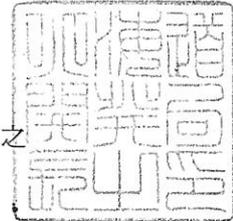
沙流川総合開発事業は二風谷ダム、平取ダムの2つのダムが建設され、はじめて十分な洪水調整等が可能になります。昨今の全国的に異常な降雨の状況から見ても、大水害がいつ起こるともしれない状況で、未だに住民の不安は解消されておらず、流域住民の生命と財産が守られ、安心して暮らせる町であるためにも、一刻も早い平取ダムの完成を住民が強く願っていることを申し添えます。



北開局河計第53-1号  
平成24年10月17日

日高町長 三輪 茂 殿

北海道開発局長 関 博 之



沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討に関する意見照会について（依頼）

北海道開発事業の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局の沙流川総合開発事業平取ダムでは、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（平成23年4月1日付け国官総第367号及び国官技第422号）別紙「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）別紙「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者等及び関係住民の御意見を伺ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「沙流川総合開発事業平取ダムの対応方針（原案）」を記載した別添資料「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書（原案）案」（以下、「報告書（原案）案」という。）を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3の1（2）に基づき、報告書（原案）案に対する関係利水者である貴職の御意見を承りたく照会いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、平成24年10月29日（月）までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

〈連絡先〉

建設部 河川計画課 河川調整推進官 小林幹男  
建設部 河川計画課 流域治水専門官 今井 誠

TEL 011-709-2311（内線 5297）



水業発第13号

平成24年10月26日

北海道開発局長 関 博 之 殿

日高町長 三 輪



沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討に関する意見照会について（回答）

平成24年10月17日付北開局河計第53-1号にて照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

「沙流川総合開発事業平取ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に示されているとおり、平取ダムにおける治水、新規利水、流水の正常な機能の維持の3つの目的に係る目的別の総合評価及び総合評価の結果、最も有利な案は「現計画案」であるとの意見は妥当であると考えます。

合併後策定した「日高町総合振興計画」において、町民へ安全で良質な水を安定供給するため、安定した水源の確保を図ることとされておりますが、渇水期の取水量不足、上水道未普及地区の整備拡張及びホッカイドウ競馬の開催・強化による需要増などの要因により、既得水源水量だけでは不足する見込みとなりますので、平取ダムの早期完成を要望いたします。

日高町は、水道用水として一日最大1,400 m<sup>3</sup>の取水を可能とするためのダム使用権が既設の二風谷ダムに設定されており、平取ダム完成後は、当該ダム使用権は二風谷ダムと平取ダムに分割設定される予定と承知しております。また、沙流川総合開発事業に関する日高町分の利水者負担金については全額納付済みであることも申し添えます。



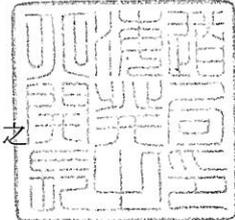
（水・くらしサービスセンター上水道グループ）



北開局河計第53-2号  
平成24年10月17日

平取町長 川上 満 殿

北海道開発局長 関 博 之



沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討に関する意見照会について（依頼）

北海道開発事業の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局の沙流川総合開発事業平取ダムでは、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（平成23年4月1日付け国官総第367号及び国官技第422号）別紙「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）別紙「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者等及び関係住民の御意見を伺ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「沙流川総合開発事業平取ダムの対応方針（原案）」を記載した別添資料「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書（原案）案」（以下、「報告書（原案）案」という。）を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3の1（2）に基づき、報告書（原案）案に対する関係利水者である貴職の御意見を承りたく照会いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、平成24年10月29日（月）までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

〈連絡先〉

建設部 河川計画課 河川調整推進官 小林幹男  
建設部 河川計画課 流域治水専門官 今井 誠  
TEL 011-709-2311（内線 5297）



平 企 号  
平成 24 年 10 月 22 日

北海道開発局長 関 博 之 様

平取町長 川 上



沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討に関する意見照会について（回答）  
平成 24 年 10 月 17 日付、北開局河計第 53-2 号にて照会のありました標記の件について回答いたします。

記

沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書原案（案）では最も有利な案は「現行計画」であるとの意見は極めて妥当と評価しております。

平取町としましては、第 5 次平取町総合計画に基づく将来のまちづくりに対応する水道水の安定供給を確保するためには、現計画どおりの水量を平取ダム、二風谷ダムに求めることが必要となっており、一刻も早い平取ダムの完成を要望するものです。

すでに水道用水として 1 日最大 1,200 m<sup>3</sup>の取水を可能とするダム使用权が二風谷ダムに設定され、水利使用の許可を受け取水しており、平取ダム完成後はすでに設定された使用权は平取ダムと二風谷ダムに分割設定されることも承知しております。また、沙流川総合開発事業に関する平取町分の利水者負担金については全額納付済みであることも申し添えます。

（まちづくり課企画係）

